

## 船橋市動画広告事業に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、「船橋市広告掲載に関する要綱」第2条第1号ウに規定する市の公共施設において、モニターを設置し、これを使って動画広告及び行政案内を放映する事業（以下「動画広告事業」という。）について、必要な事項を定める。

### (実施場所等)

第2条 動画広告事業の実施場所は、別に指定する場所とする。

2 前項に規定する場所は、利用者の妨げとならないほか維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所とする。

### (契約期間等)

第3条 動画広告事業の契約期間及び広告等の放映開始日は、別に定める期間及び期日とする。

### (事業者の募集)

第4条 動画広告事業の実施者（以下「事業者」という。）は、自ら広告主を募集し、放映する動画広告及び行政案内（以下これらを「広告等」という。）を制作することができる広告代理店とする。

2 事業者の募集は、市のホームページで公募する。

3 前項の公募は、別に定める公募要領により行う。

### (事業者の決定)

第5条 一般競争入札により事業者を決定する。

2 動画広告の実施にあたり、前項により決定した事業者と放映料等を定めた契約を締結する。

### (モニター等設置の手続)

第6条 モニター等（付帯設備を含む。以下同じ）の設置に際し、船橋市公有財産規則（平成26年船橋市規則第61号）第21条の規定により行政財産の使用許可の申請をさせなければならない。

2 前項の申請を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、船橋市公有財産規則第22条の規定に基づき使用許可を決定するとともに、第23条により行政財産使用許可書を交付しなければならない。

### (放映料等)

第7条 動画広告事業の実施に伴い、事業者から放映料を徴収する。

2 モニター等の設置、撤去、運営、維持管理及び広告主の募集、広告等の制作、その他動画広告事業の実施に関する費用は事業者が負担する。

### (事業計画の提出及び承認)

第8条 モニター等の仕様、運営、放映料、広告等の内容その他動画広告事業の実施に関する事項について、市はあらかじめ事業者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を提出させ、審査した後承認する。

(広告主及び広告等の内容の承認)

第9条 「船橋市広告掲載に関する要綱」、「船橋市広告掲載基準」その他動画広告事業としての適正について、広告主の選定及び広告等の内容をあらかじめ審査する。

- 2 前項の審査は、事業者が事業計画の変更をするときも同様に行う。
- 3 前2項の審査に疑義が生じた場合は、必要に応じ、船橋市広告掲載審査委員会に諮問する。
- 4 審査の結果、広告主の選定及び広告等が適正であると判断した場合、動画広告事業の実施を承認する。

(広告内容等の修正)

第10条 広告主の選定及び広告等の内容が「船橋市広告掲載に関する要綱」若しくは「船橋市広告掲載基準」に違反しているとき、又は動画広告事業として適正でないと判断したときは、事業者に対し、広告主の変更及び広告等の内容の修正を求めるものとする。

- 2 前項に規定する広告主の変更及び広告等の修正にかかる費用は、事業者が負担する。

(事業者の責任)

第11条 次に掲げる事項については、事業者が責任を負う。

- (1) 広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと
- (2) 広告等の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していること
- (3) その他広告等の内容に関する一切のこと
- (4) 市に対して第三者から動画広告事業に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること

(モニター等の毀損、汚損、紛失等の対応)

第12条 モニター等が毀損、汚損、紛失等したときは、事業者が速やかに復旧等の適切な措置を講ずる。

- 2 モニター等の毀損、汚損、紛失等を発見した場合は、速やかに事業者に通報するものとする。
- 3 第1項に規定する復旧等にかかる経費は、事業者が負担する。

(原状回復)

第13条 次に掲げるときは、事業者は速やかにモニター等を撤去し、モニター等を設置する前の状態に回復しなければならない。

- (1) 行政財産の使用許可の期間が満了したとき。
- (2) 行政財産の使用許可が取り消されたとき。
- (3) 動画広告事業の契約期間が満了したとき。
- (4) 動画広告事業の契約期間中に解除等の事由が生じたとき。

(著作権等)

第14条 モニター等の設置及び広告等の制作に際し、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負う。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月31日から施行する。